

債務不履行による一方的な清算手続の可能性

2014 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブダペスト事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

I. はじめに	1
II. 清算手続の流れ	1
III. 清算手続の開始	1
IV. 督促状による債務の確定	2
V. 裁判所から債務者への通知	2
VI. 清算手続の終了	2
VII. 清算手続の延期	3

本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料は、ジェトロ・ブダペスト事務所が独自に収集しました情報をベースに、Ormai és Társai CMS Cameron McKenna LLP より提供いただいた情報を参考にとりまとめ・更新しました。ご協力いただきました方々には厚く御礼申し上げます。内容は随時更新しておりますが、ご不明な点、誤字脱字等ありましたらご連絡いただきますようお願いいたします。なお、本資料はあくまでも参考資料です。ご利用の際は最新の情報を専門家に確認されることをお勧めします。

本資料に掲載されている情報利用の採否はお客様の判断によります。お客様が情報利用によって生じた結果について、万一、お客様が直接、間接に関わらず不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切責任を負いません。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail: OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブダペスト事務所

E-mail: HUB@jetro.go.jp

JETRO

債務不履行による一方的な清算手続の可能性

I. はじめに

ハンガリーで債務不履行が起こった際には、以下の 3 つの方法によって債務取り立てが行われる可能性がある。

1. 支払命令の手続きを申し立てる。
2. 民事裁判で訴える。
3. 清算手続を始める。

上記のうち、ハンガリーの法体系内で債務以上の資産を有する企業に対しても清算手続を行うことができるという特殊な事情が存在する。

II. 清算手続の流れ

破産手続ならびに清算手続に関する 1991 年度第 49 法(以下「**破産法**」)によって、その手続きが規定されている。破産手続は債務者である会社が申し立てを行うものだが、清算手続は債務者・債権者ともに申し立てを行うことができる。**破産手続**では債務者が支払延期の期間中に経営を立て直し、債権者と債務の清算について合意を取り、債務の返済を履行することを目的としているが、**清算手続**は債務不履行を行った企業を市場から締め出すことを目的としている。

清算手続には 2 つの段階があり、第一段階では、裁判所が債務不履行を起こした企業が支払不能の状態にあるかどうかを審査する。第二段階では、清算手続として会社の資産をまとめ、それに対する請求額を調べたのち定められた債権者の序列に従ってそれぞれの債権者に割り当てられる金額を確定する。手続きが行われている間は抵当権などで保証された債務以外は支払いが行われないことが多い。清算手続の申し立ては債務者に支払いを促すための圧力をかける手段であると同時に、取り立てできない請求を貸し倒れとして計上するために行われる。

III. 清算手続の開始

清算手続は債務者が**支払不能と確定した時点**で申し立てができ、債務者・債権者・解散責任者のいずれも申し立てを行うことができる。破産手続が失敗に終わった場合や、刑事上の案件など特定の場合には公的機関、登記裁判所、刑事裁判所の通知に基づいて行われることもある。公的機関および裁判所の通知を基に清算手続が開始された場合は、裁判所は支払不能かどうかを**審査しない**。しかし、債務者、解散責任者、債権者が清算手続の開始の申し立てを行った場合、裁判所はまず支払不能の状況について審査をする。

債務者の支払能力の有無については以下をもって確定する。

- a) 債務者が係争していない請求額を期日以内に清算していない。
- b) 債務者が法的拘束力のある裁判所の決定(および支払命令)で確定された債務を清算していない。
- c) 債務者に対し、結果の伴わない執行手続を行った(請求に対する金額を満たす資産がない)。
- d) 債務者が破産ならびに清算の合意に違反した。
- e) 債務者に対する破産手続が失敗によって終了された。
- f) 債務が資産を上回る(手続きを債務者または解散責任者が開始した場合)

上記のうち、a)項に示された清算理由は債務以上の資産を有する企業にとっても確定されるリスクがある。清算手続では債務者は手続きにかかる印紙代の 90%が還付されるなど手続きの手数料も安くすむ一方、債務者である企業では会社の清算という厳しい制裁が行われるため、清算手続は支払能力のある企業に対しても、支払いの要求を強調し、圧力をかける手段として利用される。

IV. 督促状による債務の確定

債務の正当性について係争していない請求で当該請求が双方の契約により成立しており、支払期日から 20 日以内に支払われていない債務は、債務者の支払不能を確定する証拠とされる可能性がある。この場合、債権者は法的権限のある書面により督促を出すことが必要であるが、この督促状の引渡し日が請求に関する係争期間の始まりとされる為、債務者が請求されている債務の正当性について公的に争うには督促状が届けられる前日までに行わなければならない。督促状が届けられたとみなされる日付は、配達証明に記載された日付、もしくは書留の場合は投函日から 5 営業日目とされる。これは、**実際に督促状が配達された日付以前に督促状が届いたとみなされる**ということも起こりえるということである。

2012 年の 3 月 1 日より裁判所は以下の支払督促に関する特別な要件を満たす督促状のみ債務者の支払不能を確定するための証拠とできるとしている。

【債務の合計額、支払名目(請求書の提示のみでは不十分)、最終支払期限、債権者が督促状で規定した支払期限を過ぎても支払われない場合に清算手続の開始を実施する旨の通告】

V. 裁判所から債務者への通知

清算手続の開始を申し立てた債権者が、有効な督促状を送付したことが証明できた場合、裁判所は債務者に対して支払不能について申告するよう召喚を行う。債務者によってはこの時点で初めて清算手続が申し立てられている現状を認知する場合もある。請求に対して異議がある場合、債務者は債務が不当なものであると証明する必要がある。請求に対し債務者が支払期日の 20 日以降に送られる督促状が届く前に係争しなかった場合、清算手続の差し止めは請求された金額を支払うこと以外ではできなくなる。この支払いは債務を認めたという証拠にはならないので、支払ったことにより債務の正当性についての民事裁判で不利になるということはない。しかし、債務が根拠のないものであっても支払ったという実績は残ってしまう。債務が不当なものである場合は、**請求書の支払期日から 20 日以内に係争を始めることが重要である**。しかし、請求書には配達証明をつける必要はないため悪意を持って請求書を届かないようにして督促状を送ることで清算手続を開始することも可能である。

VI. 清算手続の終了

清算手続は債務者に圧力をかける一つ的手段として利用されることも多くあるため、支払不能と裁判所が判決を下す前（清算手続が始まる前）に清算手続の申請者によって申請が取り下げられることは頻繁にある。通常の債権者であれば債務のすべておよび一部の支払いがなされることによって、申し出を取り下げることが一般的である。清算手続が開始される前に和解がなされた場合、案件が開示されることはない、会社の名誉が傷つけられることはない。

請求者による申請の撤回がなされなくとも、清算の要求の基となった請求が支払われた場合、裁判所によって清算手続が終了とされることもある。ここで憶えておきたい重要なことは、支払不能の確定を却下させるためには、手続き開始の根拠であった督促状に記載されたすべての請求額を支払わなければならないということである。

また、支払不能と法的に確定され、清算を命じられた後には、その手続きにおける会社の清算を終了させるためにはすべての債権者の請求を支払わなければならない。

一方的な清算手続の開始の危険性を予防するために最も重要なことは、会社が届く請求書や支払いの督促状に対して十分に注意しておくことである。他の一般的な手紙に混ざってしまった請求書や配達が遅れてしまった請求、身の覚えのない請求であったとしても、要件を満たした督促状が届き、その督促に反応しなかったり、記載された請求額を会社が支払わなかった場合は、清算手続の開始の十分な理由となってしまうのである。

VII. 清算手続の延期

会社が一時的な支払不能の状態にある場合、支払延期の申し立ての提出、または破産手続の開始によって支払いを延期することができる。清算手続の実施を申し立てられている会社に対し、裁判所は 1 回 45 日間の支払延期の機会を与えることができる。裁判所は支払いの延期に関する場合、通常は支払延期の機会を与えることが慣例となっている。裁判所が第一審で債務者の清算を命じる前であれば破産手続を開始することができる。破産手続が開始されれば清算手続の中止となり、120 日間の支払延期が認められる。破産手続が失敗に終わった(会社と債権者が破産の合意に至らなかった)場合、裁判所は公的機関から会社の支払不能を確定し、清算手続が開始される。

Regulations used for the preparation of the report:

Act XLIX of 1991 on Bankruptcy Proceedings and Liquidation Proceedings

Act L of 2009 on the Order of Payment procedures

Act III of 1952 on the Code of Civil Proceedings

Regulation No 1896/2006 of the European Parliament and of the Council on Creating a European Order for Payment Procedures